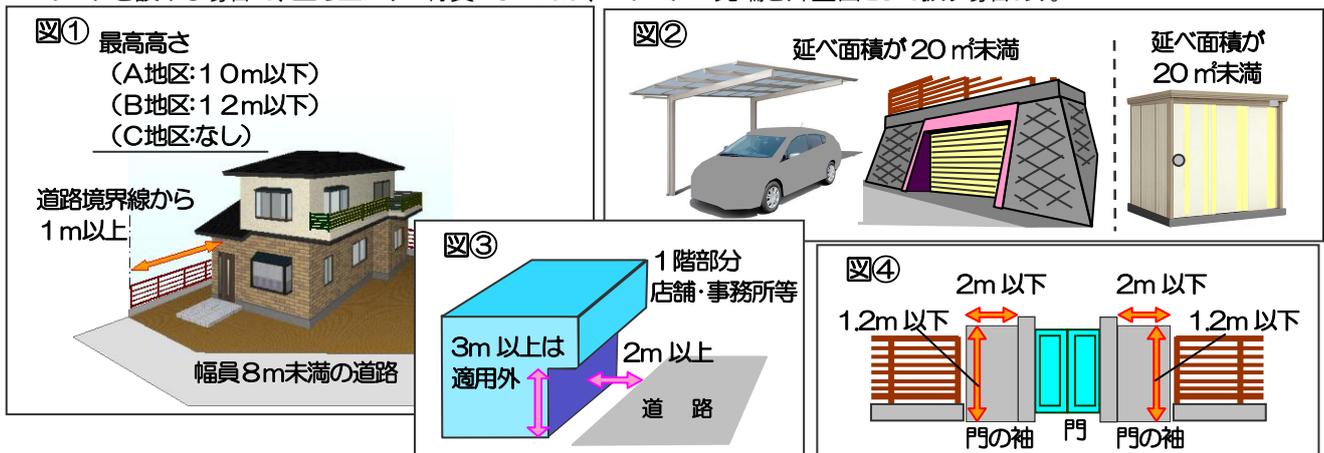


(5) 萩南地区計画 「*」は地区整備計画の記載事項ではない

地区計画名		萩南地区計画		
区 分		A地区 低層住宅専用地区	B地区 中低層住宅専用地区	C地区 一般住宅地区
用途地域		第1種低層住居専用地域*	第1種中高層住居専用地域*	第2種住居地域*
防火地域・準防火地域		—		
容積率／建蔽率		80*／50* (角地緩和あり)	150*／50 (角地緩和あり)	200*／60* (角地緩和あり)
最低敷地面積		165㎡		
	適用除外	上記の数値より小さい敷地でも、地区計画の決定以前から建物の敷地として使われているもので、そのまま建物の敷地として使う場合。ただし、届出時に土地登記簿謄本等の書面の添付が必要。		
高さの最高限度		10m*…下図①	12m…下図①	—
壁面の位置の制限	道路境界から	8m未満の道路に面する建築物は外壁面(又は柱面)まで1m以上(※)…下図①		1階部分を店舗・事務所等の用に供する建築物は外壁面(又は柱面)まで2m以上(※)…下図③
	適用除外	別棟の車庫及び物置で延べ面積が20㎡未満のもの…下図②		高さが3m以上の部分
用途の制限 (建築することができる建築物)		(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令(以下「令」という。)第130条の3で定めるもの (3) 共同住宅 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 診療所 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 (7) (1)～(6)の建築物に付属するもの(令第130条の5に規定する建築物を除く。)	—	—
設けることのできない工作物		美観・風致を損なう恐れのある屋外広告物		
道路に面して設けることのできる かき・柵の構造		(1) 生け垣 (2) 高さが1.2m以下の透視可能な材料で作られたもの(ただし、基礎部分が構造上安全なもので景觀に配慮し、高さが0.6m以下のものについては除く。)		—
	適用除外	門の袖(高さ1.2m以下、長さ2m以下)や門…下図④		—

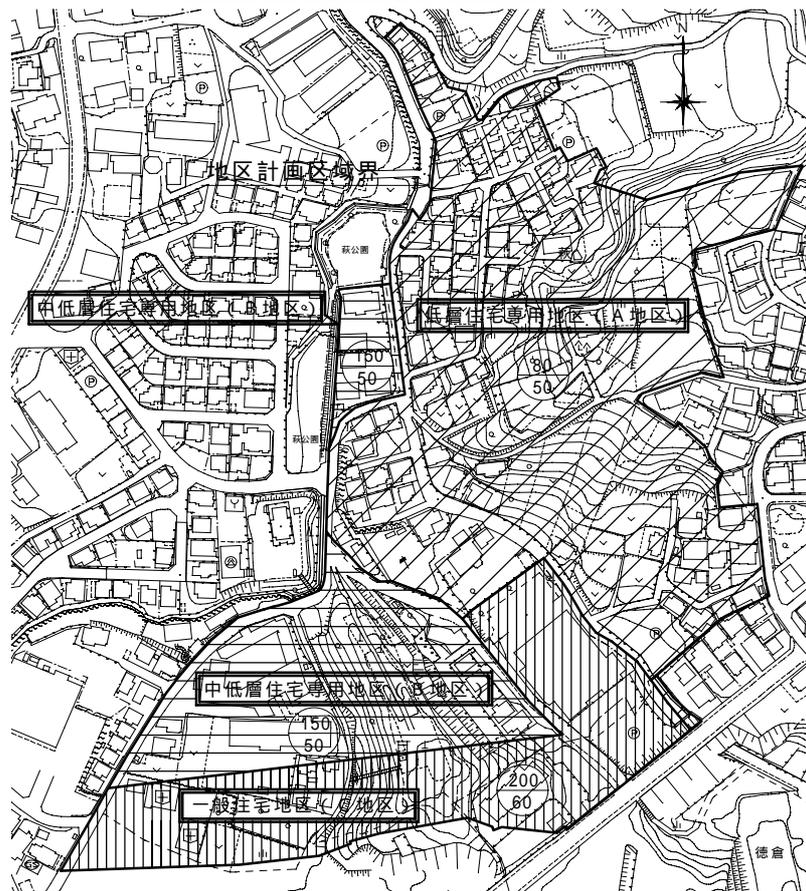
※建築基準法で床面積に算入される出窓は、外壁面として扱う。

ベランダを設ける場合で、立ち上がりの材質によっては、ベランダの先端を外壁面として扱う場合あり。



萩南地区計画区域図

S=Free



萩南地区計画区域図

(地区施設の位置および規模)

S=Free

